

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、清須市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 市民に対し、スポーツの実技指導を行うこと。
- (3) 市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 市立学校、公民館等教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (6) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めるよう努めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、40人以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、特別の理由があるときは、前項の期間中であっても委員の委嘱を解くことができる。
- 3 委員の再任を妨げない。

(服務)

第6条 委員は、相互に連絡を取り、協力し合わなければならない。

- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、教育委員会規則等に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
(研修)

第7条 委員は、常にその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
(組織)

第8条 委員は、職務を遂行するために委員会を組織する。

2 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置くものとし、その任期は、2年とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長及び副委員長がともに欠けたときは、前項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 委員会は、専門の事項の協議又は検討をするために専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

6 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成19年6月6日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月30日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日教育委員会規則第4号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の清須市体育指導委員規則の規定に基づく清須市体育指導委員（以下「体育指導委員」という。）である者でスポーツ基本法附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第2条の規定による改正後の清須市体育指導委員規則第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。